

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区商業事業者訪問支援事業実施委託	5200251
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年4月1日	
契約金額	推定総額 14,509,000円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人荒川区中小企業経営協会 (法人番号：9011505002026)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合契約	

## 業者選定理由書

件名	荒川区商業事業者訪問支援事業実施委託
指名業者 (案)	名称 一般社団法人荒川区中小企業経営協会 代表者 代表理事 増田 茂行 所在地 東京都荒川区西日暮里5-14-3
特命理由	<p>本件は、対象の区内商業事業者を個別訪問し、経営実態やデジタル環境の整備状況について聞き取り調査を行い、調査結果を踏まえ、今後の施策に活かすものである。主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、物品指定の依頼と上記業者を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は、単純な調査票の配布・集計ではなく、調査票の聞き取りを通じて把握した経営課題への助言を行うとともに、内容に応じてデジタル専門家派遣や区の支援事業を紹介するなど、課題解決の一助となるよう実施するものである。そのため、本件受託者には、小規模事業者が大部分を占める荒川区の商業事業者の特性や経営実態についての知識を有し、調査の中で経営課題の相談等を行う専門的能力と経験を有していることが求められる。</p> <p>上記協会は、荒川区の小規模事業者についての知識と事業者に対する支援や経営に対する十分な知見とノウハウを有する中小企業診断士により構成されている区内唯一の団体であるため、本調査を通じて行う助言等について臨機応変な対応が可能であり、また、令和4年度に実施した前回業務を受託していることから、本件においても確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)